

## 主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

### 1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)	
		平成20年	平成22年
夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	-	-
		36,881	40,252
地域医療貢献加算	・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある	-	-
		-	19,556
明細書発行体制加算	・電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っていること ・明細書を患者に無償で交付している 等	-	-
		-	59,661

## 2 入院料等関係

### (1) 入院基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下 平成20年 平成22年)	
		平成20年	平成22年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	5,437 15,207 700,358	5,353 14,773 683,475
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分	3,650 4,992 211,592	3,589 4,935 213,462
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分	225 240 8,177	206 224 7,207
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分	1,335 3,362 188,796	1,320 3,178 178,102
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟 82 1,472 64,523	83 1,400 61,210
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟 14 14 238	12 12 230
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	精神病棟 73 78 3,385	72 78 3,282
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分	20 138 6,151	21 166 7,324
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分	816 1,497 62,116	778 1,296 60,132
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～3に区分	8,022 -	7,175 -
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの	102,064 1,247 -	92,976 1,069 -
		10,443	9,061

## (2) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)	
		平成20年	平成22年
総合入院体制加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	88 -	206 -
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,365 -	1,483 -
救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算	・休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている	-	4,149 -
超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	651 -	727 -
妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	1,273 -	1,471 -
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	2,913 783,669	3,228 839,376
医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	730 179,177	1,605 467,417
急性期看護体制補助加算	・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上である ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	-	1,648 447,317
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	872 65,907	813 62,202
看護配置加算	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師である 等	- -	1,218 -
看護補助加算	・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等	- -	3,276 -
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	2,848 245,054	2,338 277,564
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,469 -	2,554 24,524

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成20年	平成22年	
療養病棟療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設</li> <li>・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等</li> <li>・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分</li> </ul>	1	1,611 101,269	1,657 114,972
		2	655 26,803	564 38,029
		3	903 34,005	846 46,743
		4	153 6,919	138 8,048
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室</li> <li>・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置</li> <li>・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 等</li> </ul>	1	603 4,708	567 4,627
		2	820 5,732	658 5,189
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置</li> <li>・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等</li> </ul>		87 -	144 93,496
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院</li> <li>・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等</li> </ul>		246 -	302 17,759
精神病棟入院時医学管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る)以上の配置</li> <li>・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等</li> </ul>		293 -	251 43,500
精神科地域移行実施加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備</li> <li>・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等</li> </ul>		243 -	333 -
精神科身体合併症管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置</li> <li>・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等</li> </ul>		874 -	1,001 -
児童・思春期精神科入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室</li> <li>・当該病棟又は治療室に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医)</li> <li>・看護師の実質配置が10対1以上 等</li> </ul>		15 671	20 902
強度行動障害入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている</li> </ul>		- -	80 -
重度アルコール依存症入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている</li> </ul>		- -	94 -
摂食障害入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている</li> </ul>		- -	92 -
がん診療連携拠点病院加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等</li> </ul>		358 -	386 229,076

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)	
		平成20年	平成22年
栄養管理実施加算	・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成 等	8,449 -	8482 1,529,396
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	- -	431 -
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1,522 529,515	2,639 764,733
褥瘡患者管理加算	・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する 等	7,739 1,235,131	7,799 1,331,854
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	344 -	486 256,568
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等	1,722 -	1,952 -
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等	623 240,549	692 307,892
慢性期病棟等退院調整加算	・病院にあっては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 ・診療所にあっては退院調整を担当する専任の者が配置 等	2,613 -	3,306 -
急性期病棟等退院調整加算	・病院にあっては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 ・診療所にあっては退院調整を担当する専任の者が配置 等	- -	3,647 -
新生児特定集中治療室退院調整加算	・医療機関内に退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置	- -	244 -
救急搬送患者地域連携紹介加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	- -	506 -
救急搬送患者地域連携受入加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	- -	1,879 -
総合評価加算	・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等	1,041 -	1,096 -

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)	
		平成20年	平成22年
		呼吸ケアチーム加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている</li> <li>病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> </ul>
後発医薬品使用体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている</li> <li>使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の品目数が二割以上である 等</li> </ul>	-	1,520

(3) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)	
		平成20年	平成22年
		救命救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターを有する病院</li> <li>重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置</li> <li>重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等</li> <li>特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1~4に区分</li> </ul>
特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置</li> <li>常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上</li> <li>集中治療を行うにつき十分な専用施設 等</li> </ul>	592 4,307	624 5,215
ハイケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上</li> <li>特定集中治療室に準じる設備</li> <li>重症度等を満たしている患者8割以上 等</li> </ul>	68 776	150 1,355
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下</li> <li>脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置</li> <li>常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上</li> </ul>	58 355	82 528
新生児特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置</li> <li>常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上</li> <li>集中治療を行うにつき十分な専用施設 等</li> </ul>	198 1,329	209 1,546
総合周産期特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置</li> <li>常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上</li> </ul>	75	85
母体・胎児集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中治療を行うにつき十分な専用施設 等</li> </ul>	(病床数) 600	(病床数) 578
新生児集中治療室管理料		(病床数) 781	(病床数) 992
新生児治療回復室入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置</li> <li>常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上</li> <li>新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等</li> </ul>	-	102

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成20年		平成22年	
一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		19 79		23 137
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) 等		39 606		33 480
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	35 2,704	1	56 4,333
		2	- -	2	146 5,715
		3	187 7,986	3	128 4,916
		4	329 8,868	4	365 9,029
		5	105 -	5	122 -
回復期リハビリテーション病棟入院料	・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・新規入院患者のうち重症の患者の割合等に応じて1及び2に区分	1	一般病棟	(病棟数) 115 (病床数) 5,047	(病棟数) 480 (病床数) 20,926
			療養病棟	(病棟数) 140 (病床数) 6,555	(病棟数) 696 (病床数) 32,058
		2	一般病棟	(病棟数) 311 (病床数) 13,770	(病棟数) 72 (病床数) 2,823
			療養病棟	(病棟数) 561 (病床数) 25,296	(病棟数) 102 (病床数) 4,195
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 ・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分	1	1,017 11,951		1,172 14,236
		2	45 900		108 2,196

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成20年	平成22年	
特殊疾患病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上</li> <li>・看護職員の2割以上が看護師 等</li> <li>・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	84 4,251	110 5,658
		2	109 7,739	80 5,942
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院</li> <li>・看護師の実質配置が7対1以上 等</li> </ul>		193 3,780	222 4,872
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上</li> <li>・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置</li> <li>・看護師の実質配置が10対1以上 等</li> <li>・精神科救急医療施設 等</li> </ul>		42 2,615	77 3,977
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>・精神科救急医療施設</li> <li>・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等</li> <li>・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	1	219 10,967	274 13,794
		2	20 1,016	22 1,122
精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センターを有する病院</li> <li>・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置</li> <li>・看護師の実質配置が10対1以上 等</li> </ul>		0 0	6 276
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等</li> </ul>		819 90,382	836 103,437
認知症治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等</li> <li>・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	1	373 -	433 30,077
		2	62 -	33 2,709



### 3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)		
		平成20年	平成22年	
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	93 111	97 137
		2	123 38	125 37

### 4 医学管理等

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成20年	平成22年	
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	54 2	64 2	
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	690 2,204	685 2,311	
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	274 253	305 281	
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	386 121	1,021 283	
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師)(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている	- -	1,700 954	
がん患者カウンセリング料	・がん患者に対してカウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されている	- -	572 16	
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,272 15,690	1,178 15,511	
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	95 252	95 249
		2	64 3	75 4

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
		平成20年	平成22年	
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等	- -	105 75	
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	1,196 5,604	1,784 8,924	
開放型病院共同指導料(Ⅰ)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	796 -	844 -	
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頸部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	405 -	724 -	
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	1,274 205	1,925 721	
ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	236 646	294 683	
がん診療連携計画策定料	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している	-	231 -	
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等	- -	766 3,257	
認知症専門診断管理料	・認知症に関する専門の保険医療機関である ・認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	- -	193 -	
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝炎に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	- -	1,262 570	
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて、1及び2に区分	1	2,103 186	2,354 237
		2	389 7	437 9
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,603 8	5,615 23	

5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)	
		平成20年	平成22年
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,039	1,180
		17,263	18,678
在宅末期医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っていること ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	6	291
		9,574	10,485
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	-	72
		-	32
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局	(薬局数)	(薬局数)
		37,550	40,170
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	11,450	12,411
在宅療養支援病院	・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	7	335

6 検査

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)			
		平成20年		平成22年	
血液細胞核酸増幅同定検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を担当する常勤医師の配置 等	456		486	
		2		3	
HPV核酸同定検査	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること 等	-		1,141	
		-		2,071	
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1～4に区分	1	3,402	1	3,170
			240		288
		2	1,617	2	1,984
			30		34
		3	548	3	213
	1		1		
	4	-	4	461	0
遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	90		78	
		13		14	
心臓カテーテル法による諸検査の 血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	451		498	
		2		2	

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数/下段: 診療所数)	
		平成20年	平成22年
埋込型心電図検査	・当該検査を行うにつき十分な体制 等	-	608
		-	14
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	264
		-	24
人工臓腑	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 51	(医療機関数) 51
皮下連続式グルコース測定	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	191
		-	3
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	280	293
		-	-
光トポグラフィー(減算対象外)	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0	7
		0	1
神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	28	29
		1	4
神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,144	1,318
		779	981
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	256	262
		258	286
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,276	1,233
		5,526	5,612
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	509	637
		184	270
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	372
		-	5
センチネルリンパ節生検	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	611
		-	4

7 画像診断

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)	
			平成20年	平成22年
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線科を標榜する医療機関</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に依じて1及び2に区分</li> </ul>	1	875 195	835 220
		2	(病院数) 891	(病院数) 1,008
遠隔画像診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>(送信側)・離島等に所在する保険医療機関</li> <li>・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等</li> <li>(受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等</li> </ul>	送信側	117 42	187 77
		受信側	60 -	95 -
ポジトロン断層撮影 (PET)	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を担当する常勤医師の配置</li> <li>断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> <li>(共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)</li> </ul>		141 38	166 41
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(PET-CT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を担当する常勤医師の配置</li> <li>断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> <li>(共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)</li> </ul>		149 41	178 42
CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等</li> </ul>		3,692 1,047	4,830 1,871
			1,907 285	2,347 449
冠動脈CT撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> </ul>		314 6	710 8
外傷全身CT加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> </ul>		- -	99 -
心臓MRI撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> </ul>		454 0	697 4

## 8 注射

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成20年		平成22年	
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等		-		1,156
			-		-
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて、1及び2に区分	1	1,074	1	1,302
			72		74
		2	612	2	648
			287		339
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	(医療機関数)		(医療機関数)	
		1,704		1,977	
		(薬局数)		(薬局数)	
		168		216	

## 9 リハビリテーション

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成20年		平成22年	
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	286		467
			5		8
		(Ⅱ)	111		75
			16		21
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)~(Ⅲ)に区分	I	1,980	I	2,209
			61		64
		II	1,060	II	1,436
			259		265
		III	2,240	III	1,804
			1,082		1,209

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)			
		平成20年		平成22年	
運動器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師の配置</li> <li>・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分</li> </ul>	I	-	I	3,750
		II	4,637	II	1,732
		III	3,292	III	3,424
呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師の配置</li> <li>・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	2,719		2,910
		(Ⅱ)	105		180
難病患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師、専従の従事者</li> <li>・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>		41		36
障害児(者)リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師、専従の従事者 等</li> <li>・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>		51		45
がん患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師、専従の従事者 等</li> <li>・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>		220		223
集団コミュニケーション療法料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の常勤医師、専従の従事者 等</li> <li>・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>		94		104
			-		11
			-		-
			1,028		1,113
			93		103

10 精神科専門療法

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)			
		平成20年		平成22年	
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、作業療法士の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> </ul>		-		1,309
精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> <li>・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分</li> </ul>	大規模なもの	416		478
		小規模なもの	90		124
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> <li>・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分</li> </ul>	大規模なもの	306		319
		小規模なもの	152		206
		大規模なもの	663		690
		小規模なもの	187		210
		小規模なもの	435		421
			275		278

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数/下段: 診療所数)	
		平成20年	平成22年
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	127 93	145 97
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	277 113	317 122
重度認知症患者デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	- -	164 75
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,247 0	1,300 0

## 11 処置

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成20年	平成22年	
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	346	403
		副甲状腺	321	375
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等	-	3,227	
一酸化窒素吸入療法	・当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されている	-	204	

## 12 手術

	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	131
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	103	156
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	7



	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	40	60
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	520	527
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	732	782
治癒的角膜切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	28
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	99	103
上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	24	38
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	708
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	7
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	6
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	308	356
経皮的中心心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	315	345
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,958	2,931
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	291	308
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	328	361
両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	216	332

	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,617	1,639
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	143	148
埋込型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	5
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3
経皮的動脈遮断術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	330
ダメージコントロール手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	372
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	429	438
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	68
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	72	103
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	12	13
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	10	15
腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	32	58
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	897	897
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	34	61

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成20年	平成22年	
同種死体腎移植術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該療養を行うにつき十分な専用施設</li> <li>・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等</li> </ul>	126	130	
生体腎移植術		148	159	
膀胱水圧拡張術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該療養を行うにつき十分な専用施設</li> <li>・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等</li> </ul>	-	249	
焦点式高エネルギー超音波療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該療養を行うにつき十分な専用施設</li> <li>・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等</li> </ul>	4	8	
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該療養を行うにつき十分な専用施設</li> <li>・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等</li> </ul>	41	69	
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該療養を行うにつき十分な専用施設</li> <li>・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等</li> </ul>	35	65	
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な体制及び医師の配置</li> <li>・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等</li> </ul>	4,677	5,271	
輸血管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な医師及び従事者の配置</li> <li>・輸血製剤の適正使用 等</li> <li>・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	260	336
		(Ⅱ)	827	889

### 13 麻酔

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成20年	平成22年	
麻酔管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること 等</li> <li>・麻酔科標榜医の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	2,800	2,854
		(Ⅱ)	-	316

14 放射線治療

	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	452	466
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	412	453
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	589	616
強度変調放射線治療(IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	47	90
画像誘導放射線治療(IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	-	179
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	195	305

15 テレパノロジーによる術中迅速病理組織標本作製料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)	
			平成20年	平成22年
術中迅速病理組織標本作製	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	69 0	89 1
		受信側	36 -	40 -
術中迅速細胞診	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	- -	23 0
		受信側	- -	19 -

## 16 歯科

	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	224	390
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	2,868	4,770
障害者歯科医療連携加算	・障害者である患者にとって安心で安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	-	447
臨床研修病院入院診療加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	80	84
地域歯科診療支援病院入院加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること ・地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されていること	86	175
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	75	136
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,544	10,789
在宅患者歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること 等	-	1,748
在宅療養支援歯科診療所	・後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	3,039	3,996
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,578	8,198
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	1,436	1,824
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	-	784
歯科技工加算	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等	-	7,178
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	72	175

	施設基準の概要	届出医療機関数	
		平成20年	平成22年
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	4,936	5,933
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されていること	67,372	69,222
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務していること ・十分な専用施設 等	967	1,228
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	756	833

17 調剤

	施設基準の概要	届出薬局数	
		平成20年	平成22年
基準調剤加算	・患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている ・患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している ・開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 ・医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分	1	20,953
		2	5,781
後発医薬品調剤体制加算	・使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合に応じて1～3に区分 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	34,941	23,864

18 その他

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)	
		平成20年	平成22年
入院時食事療養(Ⅰ)	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8,414	8,254
		1,811	1,653